

放射線取扱者のための法令の話（第3版）

（2005年12月発行）

修 正 表

頁	16	簡 所	下から7行目から3行目まで
新			医薬品や医療用具に加えて、医薬品原材料、治験薬、院内製剤も二重規制になっていますが、特定の放射性同位元素で医療法および薬事法で規定されているものについては、障害防止法の規制を受けません。
旧			医薬品や医療用具に加えて、医薬品原材料、治験薬、院内製剤も二重規制となっていましたが、平成16年の改正ではこの弊害の緩和が図られ、これまで障害防止法でも規制されていた放射性医薬品の原料または材料は薬事法に、医療機関における治療薬及び病院等で人に投与されるものは医療法で規制されることになりました。

頁	簡 所	誤	正
74	上から2行目 上から12行目	111TBq以上の 111TBq以上の	100TBq以上の 100TBq以上の
75	下から3行目	370GBqを超える	400GBqを超える
78	下から10行目 (2)特定許可使用者	放射性同位元素を使用する許可使用者	放射性同位元素を使用する許可使用者で貯蔵する放射性同位元素の密封の有無に応じて法令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を設置するもの

2006年 3月 作成